証券コード　3741
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
株　式　会　社　セ　ッ　ク
代表取締役社長　秋　山　逸　志

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都世田谷区用賀四丁目10番４号
世田谷ビジネススクエア ヒルズⅢ ２階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第45期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス　http://www.sec.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面の計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国情報サービス業の業況は、経済産業省「特定サービス産業動態統計」によると、平成26年４月から平成27年２月までの月別売上高は前年同月比で増加となっており、ＩＴ需要は全体的に回復傾向にあると推察されます。当社事業分野では、今まで業績を牽引してきましたオープンプラットフォームの需要が一段落し、社会公共分野が増加するなど、需要が変動いたしました。

こうした傾向の中、当社は、重点テーマであります「需要構造の変化に迅速に対応し、継続的な成長を目指す」を実践しましたが、オープンプラットフォームの商談が想定以上に減少し減収となりました。しかしながら、営業利益は、外注費の削減など採算管理の徹底により増益となりました。

ビジネスフィールド（以下、ビジネスフィールドをＢＦと省略）別には、モバイルネットワークＢＦは、移動体通信事業者向けの開発が減少し、売上高は250百万円（前期比27.4％減）となりました。ワイヤレスＢＦは、モバイル決済端末関連の開発は増加したものの、移動体通信事業者向けのスマートフォンに関連する開発が減少し、売上高は1,351百万円（同27.8％減）となりました。インターネットＢＦは、民間企業向けの開発が増加し、売上高は586百万円（同29.1％増）となりました。社会基盤システムＢＦは、医療や防衛、官公庁系の開発が大幅に増加し、売上高は1,425百万円（同35.9％増）となりました。宇宙先端システムＢＦは、先端技術に関わる国の研究機関向けの開発が堅調を維持し、売上高は426百万円（同7.8％増）となりました。また、ソリューションビジネスは、地上デジタル放送用組込みソフトウェア（製品名：airCube）の販売が減少し、売上高は59百万円（同55.8％減）となりました。

この結果、全社売上高に占める割合では、社会基盤システムＢＦが大幅に上昇し、ワイヤレスＢＦが大幅に低下しております。

研究開発につきましては、経済産業省の補助事業であります環境エネルギー分野の実証事業と経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」の受託研究は、計画どおり完了いたしました。

営業外収益では、前期に比較し研究開発の補助金収入が減少しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,100百万円（前期比3.5％減）、営業利益656百万円（同0.7％増）、経常利益706百万円（同0.2％減）、当期純利益450百万円（同5.2％増）となりました。

ビジネスフィールド（ＢＦ）別売上状況は次のとおりであります。

ビジネスフィールド	売上高	構成比
モバイルネットワーク	250,170千円	6.1％
ワイヤレス	1,351,432	33.0
インターネット	586,286	14.3
社会基盤システム	1,425,858	34.8
宇宙先端システム	426,720	10.4
ソリューション	59,746	1.4
合計	4,100,213	100.0

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 42 期 平成24年3月期	第 43 期 平成25年3月期	第 44 期 平成26年3月期	第 45 期 (当事業年度) 平成27年3月期
売　　上　　高(千円)	3,084,481	3,818,089	4,250,250	4,100,213
経　常　利　益(千円)	435,034	674,465	707,756	706,168
当　期　純　利　益(千円)	242,982	407,347	428,251	450,411
１株当たり当期純利益（円）	94.92	159.14	167.30	175.96
総　　資　　産(千円)	4,373,600	4,829,949	5,011,617	5,580,199
純　　資　　産(千円)	3,648,667	3,975,431	4,302,807	4,637,561

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①　安定した事業成長

当社では、安定した事業成長が課題であります。安定した事業成長をするためには、お客様満足度を高めリピート商談に繋げること、また成長市場に逸早く参入し、潤沢な商談量を確保することが必要であると認識しております。

「ＱＣＤ＆Ｉ（品質・価格・納期及びイノベーション）」をスローガンに、「Ｑへのこだわり」をベースとするＱＣＤ改善により基本となるお客様満足度を獲得すると共に、イノベーションによりお客様満足度をさらに高めてまいります。訴求力あるソリューション製品やコアテクノロジーなどの差別化ポイントを活かして新規取引先を開拓し、開拓後はお客様満足度を高めてリピートオーダーに繋げ、安定的な受注を目指してまいります。

また需要構造の変化に迅速に対応することも課題であり、現場力を高め変化先取りに注力して成長分野を開拓し、事業分野のバランスを最適化しながら、量的拡大を図ってまいります。

② 業容の拡大

当社では、安定的な事業成長のためには業容の拡大が課題であります。人間力が競争力の元であるソフトウェアビジネスでは、社員の質が会社の質を決め、社員の成長が会社の成長に繋がります。このため、優秀な人材をより多く獲得し、獲得後は社員の成長を促す教育制度を充実させ、社員育成に努力してまいります。

一方、当社の規模からして、お客様満足度の視点からも、自社完結型ビジネスには限界があり、経営資源の一部を社外に求める必要があります。まず、優良な外注先を確保することに注力し、M&Aによる開発体制強化についても可能性を排除することなく取り組んでまいります。また、製品力強化、販売力強化、ビジネスの相乗効果などを期して、他社とのアライアンスも積極的に推進してまいります。

③ 高収益の確保

当社では、高収益の確保が課題であります。高収益を確保するための基本は、主体的なビジネスを展開することであると認識しております。主体的ビジネスには何らかの差別化ポイントが不可欠であり、「ユビキタス」を戦略テーマとする研究開発や製品開発を引き続き強化してまいります。一方で、研究開発や製品開発の強化は短期的には業績引下げ要因となるため、それら先行投資と短期的な業績確保の両立に今後も取り組んでまいります。

また、安定的に収益を確保するためには、利益控除のプロジェクト運営が必要であります。不採算プロジェクトを発生させないことも重要であり、問題プロジェクトの根絶を目指して、品質マネジメントシステムの徹底、製造間接部門によるプロジェクト管理支援、内部統制機能の動員、社員教育の強化などを推進して、この課題に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、モバイルネットワーク、ワイヤレス、インターネット、社会基盤システム、宇宙先端システムといった５つのビジネスフィールドでのリアルタイムソフトウェアと、お客様の困難な課題を解決するリアルタイムソリューションを提供いたしております。

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

本　　社	東京都世田谷区
大阪事業所	大阪市

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253名	4名減少	36.2歳	11.4年

（注）　使用人数には、当社から社外への出向者数及び臨時従業員数が含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	36,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,560,000株（自己株式255株を含む）

(3) 株主数　1,652名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社矢野商会	744,410株	29.08%
矢野恭一	263,840	10.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	149,300	5.83
セック従業員持株会	145,700	5.69
有限会社近石商会	112,320	4.38
近石幸博	93,280	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	78,800	3.07
有限会社小早商事	55,720	2.17
小早光子	42,110	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	42,000	1.64

（注）　持株比率は自己株式（255株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋山逸志	
取締役副社長	酒井俊司	開発本部長
取締役	中村彰	開発副本部長兼企画営業部長
常勤監査役	近石幸博	
監査役	松本素彦	弁護士法人サガミ総合法律事務所 代表社員
監査役	瀧田誠一郎	

（注）１．監査役松本素彦氏及び監査役瀧田誠一郎氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

２．監査役松本素彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した者はおりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (0)	80,685千円 (0)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	22,080 (11,520)
合計 （うち社外役員）	6 (2)	102,765 (11,520)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成14年６月15日開催の第32期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成14年６月15日開催の第32期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。

３．支給額には、内規に基づく役員退職慰労金要支給額のうち当事業年度に帰属する金額（取締役３名に対し5,625千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役松本素彦氏は、弁護士法人サガミ総合法律事務所の代表社員を兼務しております。なお、当社は弁護士法人サガミ総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。本法律顧問契約は平成27年４月１日付で解除しております。

② 当該事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
監査役　松　本　素　彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。
監査役　瀧　田　誠一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。過去の経験や実績に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。また、監査役会において業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、各社外監査役は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質的な効果を求めていく方針の下、社外取締役の選任議案を株主総会に提案しておりませんでしたが、経営に対する監督機能をさらに強化するため、本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、それを全役職員に周知徹底します。

また、当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対して毅然とした態度で組織的に対応するものとし、全役職員に対してその徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規程（「文書管理規程」及び「記録管理規程」等）に従い、適切な管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社のリスク管理を統括する担当取締役を置きます。担当取締役は、「リスク管理規程」に基づいて全社のリスクを統括管理し、リスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にします。

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価します。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、親会社及び重要な子会社が存在しないため、その必要性が明確になるまで定めない方針とします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できます。

当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役に当該事実を報告します。また、監査役は、取締役または使用人等に対し報告を求めることができます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に積極的に参加し、また随時経営者、内部監査室長と面談を行い、意見交換を実施します。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,342,901**	**流動負債**	**796,429**
現金及び預金	2,063,369	買掛金	150,190
売掛金	1,959,001	短期借入金	36,000
有価証券	200,000	未払金	26,079
前払費用	20,745	未払費用	80,267
繰延税金資産	96,349	未払法人税等	166,890
その他	3,435	未払消費税等	107,211
固定資産	**1,237,298**	前受金	10,349
有形固定資産	**63,385**	預り金	12,439
建物	42,474	賞与引当金	207,000
工具、器具及び備品	20,911	**固定負債**	**146,208**
無形固定資産	**4,198**	繰延税金負債	63,167
ソフトウェア	4,198	役員退職慰労引当金	69,834
投資その他の資産	**1,169,714**	資産除去債務	13,206
投資有価証券	591,739	**負債合計**	**942,637**
関係会社株式	11,400	**純資産の部**	
前払年金費用	247,184	**株主資本**	**4,616,352**
その他	319,390	**資本金**	**477,300**
		資本剰余金	**587,341**
		資本準備金	587,341
		利益剰余金	**3,552,004**
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,527,004
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	3,127,004
		自己株式	**△293**
		評価・換算差額等	**21,209**
		その他有価証券評価差額金	**21,209**
		純資産合計	**4,637,561**
資産合計	**5,580,199**	**負債純資産合計**	**5,580,199**

注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,100,213
売上原価		2,920,441
売上総利益		1,179,772
販売費及び一般管理費		523,430
営業利益		656,341
営業外収益		
受取利息	715	
有価証券利息	3,692	
受取配当金	876	
不動産賃貸料	3,935	
補助金収入	31,079	
受取出向料	8,073	
その他	3,359	51,732
営業外費用		
支払利息	859	
不動産賃貸費用	1,046	1,905
経常利益		706,168
税引前当期純利益		706,168
法人税、住民税及び事業税	219,798	
法人税等調整額	35,959	255,757
当期純利益		450,411

注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日期首残高	477,300	587,341	587,341	25,000	400,000	2,807,140	3,232,140	△293	4,296,488
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△130,546	△130,546		△130,546
当期純利益						450,411	450,411		450,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	319,864	319,864	－	319,864
平成27年3月31日期末残高	477,300	587,341	587,341	25,000	400,000	3,127,004	3,552,004	△293	4,616,352

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日期首残高	6,319	6,319	4,302,807
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△130,546
当期純利益			450,411
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	14,890	14,890	14,890
事業年度中の変動額合計	14,890	14,890	334,754
平成27年3月31日期末残高	21,209	21,209	4,637,561

注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社セック

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪瀬　忠彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永田　立	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セックの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は妥当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社セック　監査役会

社外監査役　松本素彦　㊞

常勤監査役　近石幸博　㊞

社外監査役　瀧田誠一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社では、業績成長を継続して株主の皆様に適切な利益還元を図っていくことは当社経営の重要課題のひとつであると認識いたしており、配当につきましては、毎期原則として安定的に配当する部分と所定の配当性向とを勘案して決定する方針といたしております。

第45期の期末配当金につきましては、以下のとおり前期より１円増配し、１株につき52円（配当性向30％）といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金52円
　配当総額　　133,106,740円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

（２）業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条の規定の一部を変更いたしたいと存じます。なお、本変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

（３）その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条～第11条　（条文省略）	第５条～第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　（条文省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役会の設置）	（取締役会の設置）
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、７名以内とする。 ２　監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2 （条文省略）	2 （現行どおり）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2 監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（新　設）	4 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2 （条文省略）	2 （現行どおり）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第23条 （条文省略）	第23条 （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の方法） 第25条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） 2　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会 （監査役および監査役会の設置） 第30条　当会社は監査役および監査役会を置く。	第５章　監査等委員会 （監査等委員会の設置） 第31条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の５日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録）	（監査等委員会の議事録）
第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役の報酬等）	（削　除）
第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
（監査役の責任免除）	（削　除）
第39条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
２　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第42条　（条文省略）	第35条～第37条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第44条～第47条　（条文省略）	第39条～第42条　（現行どおり）
附　　則	附　　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第45期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　第45期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	アキヤマ　イツシ 秋山逸志 (昭和26年８月23日生)	昭和51年４月　当社入社 平成８年５月　当社開発第一部長 平成10年６月　当社執行役員 平成13年４月　当社経理部長 平成14年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長（現任）	20,000株
2	サカイ　シュンジ 酒井俊司 (昭和27年７月８日生)	昭和51年４月　当社入社 平成５年10月　当社技術研究部長 平成10年６月　当社執行役員 平成11年４月　当社開発第二部長 平成13年４月　当社ＳＩ本部長 平成14年６月　当社取締役 平成17年７月　当社開発本部長（現任） 平成18年６月　当社取締役副社長（現任）	20,000株
3	ナカムラ　アキラ 中村彰 (昭和36年１月13日生)	昭和58年４月　当社入社 平成11年４月　当社マーケティング部長 平成12年７月　当社執行役員 平成13年４月　当社マーケティング本部長 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成18年４月　当社開発副本部長兼 企画営業室長 平成20年４月　当社開発副本部長兼 企画営業部長（現任）	7,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第２号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	チカイシ　ユキヒロ 近石　幸博 (昭和23年２月18日生)	昭和45年５月　当社設立 取締役 昭和59年６月　当社開発第一部長 平成11年４月　当社総務人事部長 平成12年４月　当社管理部長 平成17年６月　当社常勤監査役（現任）	93,280株
2	マツモト　モトヒコ 松本素彦 (昭和22年３月23日生)	昭和59年４月　弁護士登録 平成２年６月　当社監査役（現任） 平成４年12月　サガミ総合法律事務所設立 平成15年４月　弁護士法人サガミ総合法律事務所代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人サガミ総合法律事務所代表社員	23,000株
3	タキタ　セイイチロウ 瀧田誠一郎 (昭和19年１月７日生)	昭和43年４月　(株)日立製作所 入社 昭和63年２月　同社 神奈川工場システム設計部長 平成３年８月　米国Hitachi Data System社出向 平成10年８月　(株)日立製作所 情報システム事業部金融システム本部電子決済システム開発センター長 平成11年６月　日熱エンジニアリング(株)常務取締役 平成13年６月　同社 代表取締役社長 平成16年10月　(株)日立ソフテック 代表取締役社長 平成21年６月　当社監査役（現任）	1,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．松本素彦氏及び瀧田誠一郎氏は、社外取締役候補者であります。

3．松本素彦氏、瀧田誠一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は以下のとおりであります。

(1)松本素彦氏は、弁護士及び税理士としての豊富な経験・専門知識等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したためであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって25年であります。

(2)瀧田誠一郎氏は、その経歴を通じて培った豊富な知識・経験等に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したためであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって６年であります。

4．責任限定契約の概要

(1)当社は、松本素彦氏及び瀧田誠一郎氏との間で、金200万円または会社法第425条第１項の最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当社との間で、金200万円または会社法第425条第１項の最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(2)本総会において第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、近石幸博氏が原案どおり選任されますと、当社は近石幸博氏との間で、金200万円または会社法第425条第１項の最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

5．当社は、松本素彦氏及び瀧田誠一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
サカイタ ツトム 酒井田　努 （昭和50年11月13日生）	平成19年12月　弁護士登録 弁護士法人サガミ総合法律事務所入所 平成24年10月　静岡ひがし法律事務所設立（現任） 平成27年４月　国立大学法人静岡大学法科大学院教授（現任）	－株

（注）１．酒井田努氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．酒井田努氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．補欠の社外取締役候補者とする理由について

酒井田努氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である取締役候補者とするものであります。

４．社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

酒井田努氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．責任限定契約の内容の概要

酒井田努氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で、金200万円または会社法第425条第１項の最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成14年６月15日開催の第32期定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現在と同額の年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は３名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、現在の監査役の報酬額と同額の年額70百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都世田谷区用賀四丁目10番４号
世田谷ビジネススクエア　ヒルズⅢ
２階　当社会議室
TEL 03-5491-4770

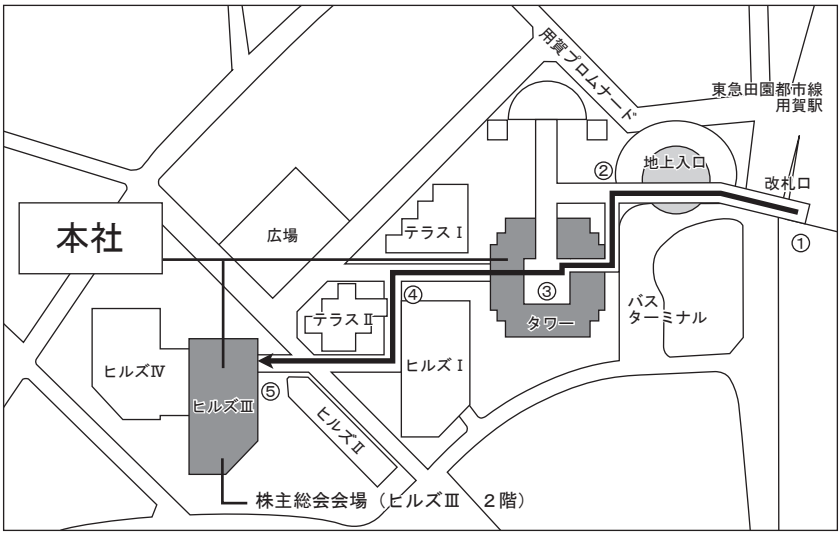

交通　東急田園都市線　用賀駅より徒歩３分

① 用賀駅改札（１ヶ所のみ）を出られましたら、右方向にお進みください。
② 地下コンコースを直進し、ファーストキッチンの角を左方向にお進みになり、突き当たりを道なりに右方向にお進みください。
③ エスカレータに乗り、１階へお上がりください。
④ 右手に池（テラスⅠ）を見ながら直進し、左側が開けたところで、左方向に道なりにお進みください。
⑤ ヒルズⅢのエレベータで２階にお上がりください。なお、ヒルズⅢとⅣは１階が共有になっておりますので、ご注意ください。

◎ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。